令和3年度工事監查

監査の種別 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

監査の対象 工事件名:日光橋公園外1公園改修工事

所管部課:都市建設部施設公園課(工事施工課)

総務部契約管財課(契約担当課)

実施期間 令和3年9月17日から令和4年2月28日まで

監査委員 平田 敬太郎 ・ 五十嵐 みさ

【意見・要望等】

意見•要望等

1 施工体制台帳について

作業員名簿については、建設業法第 24 条の 八第一項(令和 2 年国土交通省令第 69 号)により建設業法施行規則第 14 条の二(施工体制台帳の記載事項等)のチにおいて施工体制台帳に記載する事項と明記されており、工事に従事する者の安全衛生管理に重要な情報となるものである。

しかしながら、本監査において施工体系図に 記載された一部の会社については、作業員名簿 について確認することが出来なかった。

元請業者は、その責任において、作業員名簿 を不備なく正確に作成するとともに、常に最新 の状態にしておくことを要望する。

改善等措置

監査後、現場代理人及び監理員と指摘事項の 内容について改めて確認し、早急に対応するよ うに口頭で指示をした。

その後、市において指摘事項の改善を確認した。

今後は、施工体制台帳について常に最新の 状態を保つよう受注者に対し指導していく。